

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

【 運 営 規 程 】

第1条 事業の目的

* 初めに「認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護(以下総称し「(介護予防)認知症対応型共同生活介護」と称する。)

「医療法人社団 春秋会」が開設する「グループホーム二本松養生所」指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所(以下「事業所」という。)が行う指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が医師の診断が認められた要介護及び要支援2の状態にある認知症高齢者に対し、適正な共同生活介護を提供することを目的とする。

第2条 運営の方針

事業所の介護員等は、要介護・要支援2の者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、家庭的な環境のもとで入浴、排泄、食事その他の日常生活全般にわたる世話及び機能訓練を行う。

第3条 建物の概要

ア. 都市計画上の用途地域	第一種低層住居専用地域
イ. 建物形態	単独型
ウ. 建物構造	鉄筋コンクリート造り(2階建ての2階部分)
エ. 広さ	敷地面積(7771.81)㎡延床面積(596.98)㎡居室面積(11)㎡
オ. 二人部屋の有無	無し

第4条 職員の職種、員数、及び職務内容

- 1 管理者 1名(介護従業者と兼務)

管理者は、事業所従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い他業務と兼務である。

- 2 計画作成担当者(介護支援専門員及び介護従事者と兼務) 1名

- 3 介護従業者 8名(常勤専従6名・常勤兼務2名)

- 4 安全管理者 5名(常勤兼務4名・非常勤専従1名)

- ① 介護員等は指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供に当たる。
- ② 計画作成担当者は(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画の作成又は変更をする。作成(変更)に当たっては利用者の状況、希望及び環境を踏まえて介護従事者と協議する。
- ③ 利用者又はその家族に対しその内容等について説明する。
- ④ 作成に当たって通所介護に準ずるサービス、その他多様な活動の確保に努める。
- ⑤ 他の居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行い計画の実施状況を把握する。

第5条 利用定員

9名(9室)を限度とする。

第6条 入居者の概要

要介護及び要支援2の者で軽い認知症の状態にある方に対し、家庭的な環境の下で9名のグループで共同生活を営み、その住居において利用者の残存機能の保持・向上を目的として実施・援助を行う。

第7条 指定(介護予防)認知対応型共同生活介護の内容及び利用料等

(介護予防)認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとし、その利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該(介護予防)認知症対応型共同生活介護が法定代理受理サービスであるときは、それぞれ1割、2割、3割の額とする。

※第1号被保険者で合計所得金額が160万円以上の方は2割を利用料として請求させていただきます。

(ただし、第1号被保険者の年金収入+その他の合計所得金額が単身で280万円未満、第1号被保険者が2人以上いる世帯で346万円未満の場合は、1割負担に戻します。また、2割負担となるのは基準以上の所得を有する本人のみとなり、同一世帯でも負担割合が異なることがあります。) その他、公費支払いが認められている利用者はその利用料が減免される。

※第1号被保険者で合計所得金額が220万円以上の方は3割を利用料として請求させていただきます。

(ただし、第1号被保険者の年金収入+その他合計所得金額340万円以上(単身世帯の場合。夫婦世帯の場合463万円以上)は2割負担に戻します。

1 内容

- 一、 入浴介護
- 二、 排泄介護
- 三、 食事介護
- 四、 その他、日常生活上の世話
- 五、 機能訓練

2 利用料

重要事項説明書に掲載

第8条 短期利用型共同生活介護

当事業所は、各共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室や短期利用者専用の居室等を利用し、短期間の指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護(以下「短期利用共同生活介護」という。)を提供する。

1. 短期利用共同生活介護を受ける利用者の数は、一の共同生活住居において1名とする。
2. 短期利用共同生活介護の利用は、利用の開始に当たって、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。
3. 短期利用共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、当事業所の計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画を作成することとし、当該認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供する。
4. 入居者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て、短期利用共同生活介護の居室に利用することがある。なお、この期間の家賃等の経費については入居者ではなく、短期利用共同生活介護の利用者が負担するものとする。

(第5項の規定は、事業所として、長期入院等の入居者の居室を短期利用共同生活介護として利用する場合のみ記載する。)

第9条 入退居に当たっての留意事項

1. (介護予防)認知症対応型共同生活介護の入居対象者として、要介護及び要支援2の者であって認知症の状態にあるもののうち、小人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供するものとする。
2. 入居に際しては、主治医の診断書等、当該入居申込者が認知症の状態にあることを確認できる書類を求めるものとする。
3. 入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業者、介護保険施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに行うものとする。
4. 入居申込者の入居に当たっては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握するためにオリエンテーションを実施しその旨を記録すること。また同時に緊急連絡先などを把握すると共に利用者又はその家族に対し、サービスの提供内容・利用料等の確認を行うものとする。
5. 利用者の退居については、利用者及びその家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、適切な指導を行うなど必要な援助を行うと共に居宅介護支援事業者等へ情報提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する機関と密接な連携に努めるものとする。
6. 入退居に当たっては、利用者の被保険者証へ事業所の名称及び入退居年月日を記載するため、被保険者証を求めるものとする。
7. 短期利用共同生活介護の利用者の入退居に際しては、利用者を担当する居宅介護支援専門員と連携を図るものとする。

第10条 入居に当たっての留意事項

1. 酒気を帯びたり、風紀を乱したりして他人に迷惑を及ぼしてはならない。
2. 業務の妨害・秩序を乱してはならない。
3. 衛生管理上入所をすることが適当でないとは判断されたときは指示にしたがって下さい。
4. 施設内で暴力・脅迫・傷害・賭博その他これに準ずる行為をしてはならない。
5. 施設内で許可なく、政党・個人の政治活動、集会文書の配布・掲示、又はこれらに類する行為を禁止します。
6. 施設内で関係のない布教・説得行為宣伝等の宗教活動を禁止します。

第11条 衛生管理等

1. 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
2. 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じる。
 - ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - ②事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - ③事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

第12条 非常災害対策

当該事業所において火災又は水害・台風・洪水・地震などの天災により災害が発生した場合は、職員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、所属長及び管理者は、日常的に具体的な対処方

法や避難経路及び協力医療機関等との連携方法を確認し、災害時には指揮を執る。また、その際、災害時用の業務継続計画に基づくものとする。また、月1回の定期的な消防訓練(内年2回以上の避難訓練)及び年1回以上の天災による避難訓練を実施するものとする。

第13条 その他運営についての留意事項

1. 従業員の衛生管理

(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供にあたる職員の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行う。

2. 業務体制の整備

事業所は、介護職員等に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。また、職員の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- i. 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- ii. 定期研修 年1回

3. 守秘義務

職員は業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持する。また職員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とする。

4. 協力医療機関

南長崎クリニック・山の手クリニック・野島歯科 他

5. 市町村等との連携等

事業の実施にあたっては、市町村・地域包括支援センター・他居宅介護支援事業者・介護保険施設等との連携に努めるとともに、サービス事業者・医師又は福祉サービスを提供する者との連絡調整に努める。

6. 業務継続計画の策定等

- ①感染症や非常災害の発生において、利用者に対する(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。
- ②職員は、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- ③事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

7. 緊急時における対応方法

(介護予防)認知症対応型共同生活介護の実施中に利用者の病状が急変、その他緊急事態が生じた時は速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに御家族、管理者、各計画作成担当者に報告しなければならない。

8. 事故発生時の対応

①処理責任者及び代理の者は、事故発生時の対応として迅速かつ適切な対応をとる為に、以下の事項に応じた連絡体制をとる。

- ア 利用者の家族への連絡
- イ 市町村への連絡

ウ 主治医への連絡及び救急車の要請

エ 保険会社への連絡

オ 警察への連絡

※以上のそれぞれの連絡については、事故の無いように応じてそれぞれの関係機関に連絡すること。

※ 但し、家族への連絡は、必ず行う。

9. 身体拘束の適正化にする指針

ア 入居者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者及び利用者の行動を制限する行為を行わない。

イ 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、その態度及び時間、その際の入居者及び利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録し、家族に伝え同意の文章を得る。

ウ 身体的拘束等の適正化の為の対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図る。

エ 身体的拘束等の適正化の為の指針を整備する。

オ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束の適正化の為の研修を定期的実施する。

10. ハラスメントについて

適切な認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

11. 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は長崎市とする

12. この規程の定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人社団「春秋会」と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

13. 事業所の開設者の役員及び管理者は、長崎市暴力団排除条例(平成24年長崎市条例第59号第12条に規定する)暴力団員又は、暴力団関係者等を利することのないようにする。

14. 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の為、必要な体制の整備を行うとともに、介護職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

ア 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

イ 虐待防止のための指針を設備

ウ 虐待を防止するための定期的な研修の実施

15. 付則

この規程は、平成14年3月1日から施行する。

②平成15年4月1日 一部改訂

③平成17年7月25日 一部改訂

④平成18年4月1日 一部改訂

- ⑤平成19年1月1日 一部改訂
- ⑥平成21年4月1日 一部改訂
- ⑦平成22年7月1日 一部改訂
- ⑧平成24年4月1日 一部改訂
- ⑨平成24年7月1日 一部改訂
- ⑩平成25年4月1日 一部改訂
- ⑪平成26年4月1日 一部改訂
- ⑫平成27年4月1日 一部改訂
- ⑬平成28年5月1日 一部改訂
- ⑭平成30年4月1日 一部改訂
- ⑮令和元年10月1日 一部改訂
- ⑯令和2年11月11日 一部改訂
- ⑰令和6年 4月 1日 一部改訂